

民法 出題の意図

問題1

民法における基本的な法概念・法制度について、関連条文を前提に、抽象的な定義を簡潔にまとめ説明することを通じて、当該法概念・法制度の理解度及び表現力を確認する。これと同時に、法科大学院において学習を進めていく上での最低限の基礎知識が身に付いているかどうかを確認する。

問題2

本問は、「物権的請求権の相手方」という論点の理解を問うものであり、最判平6・2・8民集48巻2号373頁の事実関係にアレンジを加えた問題である。本判決は、『民法判例百選I〔第8版〕』に第51事件として掲載されている重要判例である。

物権的請求権の相手方が誰になるかについて論ずる場合に、まずは、原則を確認すべきであろう。すなわち、侵害物の実体法上の所有者が相手方となるのが原則である。

この原則を確認したうえで、原則を貫徹することによる不都合を回避するために例外が必要となるが、それが、侵害物の所有者ではない登記名義人も物権的請求権の相手方になりうるとの解釈（規範）の可能性である。まさに、この規範を肯定したのが上記判例であるが、事はそう簡単ではなく、例外を認めるだけの丁寧な理由付けが要求される。学説からは批判もあるところではあるが、少なくとも、判例の論理は正確に理解しておきたいところである。

いずれにしても、原則と例外がきちんと区別された法律構成が期待される。